

【特定相談支援事業運営規程・記載例について】

※この記載例は、現時点で国・都等から示されている情報に基づいて作成しております。

今後、国・都等の情報により内容を変更する場合がありますので、ご承知おき願います。

※特定相談支援事業・障害児相談支援事業を一体的に行う場合、1つの運営規程としても構いません。

特定相談支援事業運営規程【記載例】

(事業の目的)

第1条 ※※法人☆☆が開設する※※※センター(以下「事業所」という。)が行う特定相談支援事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者(厚生労働大臣が定める者)(以下「従業者」という。)が、障害者(児)に対し、適正な特定相談支援を行うことを目的とする。

等を記載する。

(運営の方針)

第2条 事業に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、配慮して行うものとする。

2 事業の運営に当たっては、関係区市町村、地域の保健・医療・福祉サービス機関等との連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3 指定特定相談支援は、利用者又は障害児の保護者の意向を踏まえ、自立した日常生活、社会生活を実現するように行うものとする。

4 事業所は、自らその提供する指定特定相談支援の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

5 前4項の他、関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

等の運営方針を記載する。

(事業所の名称等)

第 3 条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称※※※センター
- 二 所在地東京都中野区・

等を記載する。

(職員の職種、員数及び職務内容)

第 4 条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1 名 (常勤)
- 二 相談支援専門員〇名 (常勤〇名、非常勤〇名)

管理者は、事業所の相談支援専門員、その他の従業者の管理、指定特定相談支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

相談支援専門員は、障害者 (児) 等からの基本的な相談、サービス等利用計画の作成に関する業務を担当する。

等を記載する。

(営業日及び営業時間、サービスの提供)

第 5 条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日月曜日から土曜日ただし、祝日及び 1 2 月 2 9 日から 1 月 3 日までを除く。
- 二 営業時間午前 9 時から午後 6 時までとする。

等を記載する。

(指定特定相談支援の内容及び利用者から受領する費用等について)

第 6 条 提供内容は、次のとおりとする。

特定相談支援事業の内容を記載する。

(例) 基本相談支援

障害者（児）等からの基本的な相談

計画相談支援

一 サービス利用支援（サービス等利用計画の作成等）

二 継続サービス利用支援（モニタリング等）

2 法定代理受領を行わない指定特定相談支援を提供した際は、法第51条の17第2項の規定により算定された計画相談支援給付費の額の支払を受けるものとする。

3 第8条に定める通常の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定特定相談支援を行う場合には、それに要した交通費は、その実額を徴収する。

4 前2項の費用の支払を受けた場合には、当該費用に係る領収証を当該費用を支払った利用者に対し交付するものとする。

5 第2項の費用の額に係る相談支援の提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該相談支援の内容及び費用について説明を行い、利用者等の同意を得るものとする。

等、実費額を徴収することがある場合には記載する。

（事業の主たる対象者）※主たる対象者を定めた場合に記載する。

第7条 事業の主たる対象とする障害の種類を次のように定める。

身体障害者（18歳未満の者を除く）

知的障害者（18歳未満の者を除く）

障害児（18歳未満の身体障害者及び知的障害者）

精神障害者（18歳未満の者を含む）等、対象とする障害種類について記載する。

等を記載する。

（通常の事業の実施地域）

第8条 通常の事業の実施地域は、☆☆区、※※区の区域とする。

（虐待の防止のための措置）

第9条 事業所は、利用者の人格を尊重する視点に立ったサービスに努め、また虐待の防止に必要な措置を講じるとともに、虐待を受けている恐れがある場合はただちに防止策を講じ区へ報告する。

等を記載する。

(その他運営についての留意事項)

第10条 事業所は、従業員の質的向上を図るため、研修の機会を次の通り設けるものとし、また、業務体制を整備する。

一 採用時研修採用後※カ月以内

二 継続研修 年※回

2 従業員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は※※法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

等の運営についての重要事項を記載する。

附 則

この規程は、平成24年 月1日から施行する。